

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年4月 14 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400359 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2500001 号

第 1 結論

昭和 56 年 3 月から同年 7 月までの請求期間及び昭和 56 年 8 月から昭和 59 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月から同年 7 月まで
② 昭和 56 年 8 月から昭和 59 年 11 月まで

請求期間①及び請求期間②のうち、昭和 56 年 8 月から昭和 59 年 8 月までの期間については、当時、居住していた A 市 B 区（現在は、A 市 C 区）及び D 市 E 区において、私が、国民年金保険料を納付したと思うが、具体的によく覚えていない。

請求期間②のうち、昭和 59 年 9 月から同年 11 月までの期間については、私が、自宅に来た F 市 G 区の集金人に国民年金保険料を納付すると、国民年金保険料の領収書にスタンプを押してくれたことを覚えており、当該期間直後に同様の納付方法により受け取った領収書を保管している。

年金手帳や国民年金保険料の領収書を資料として提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金の被保険者資格を取得する手続を行う必要がある。なお、任意加入被保険者は、その手続を行った日に被保険者資格を取得することとなる。

しかしながら、i) 請求者から提出された年金手帳によると、請求者が国民年金のはじめて被保険者となった日は昭和 53 年 4 月 1 日、被保険者でなくなった日は同年 5 月 31 日、その後、国民年金の被保険者となった日は昭和 59 年 12 月 8 日と記載されていること、ii) F 市 G 区における請求者に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納一覧表によると、請求者は、国民年金の任意加入被保険者資格を昭和 59 年 12 月 8 日に取得していること、iii) 日本年金機構が保管する請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和 53 年 6 月に国民年金被保険者資格を喪失後、再取得の記載は確認できず、請求期間①及び②の国民年金保険料が納付済みとされた記載も確認できないこと、iv) オンライン記録によると、請求者は、昭和 53 年 6 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失した後、国民年金任意加入被保険者資格を昭和 59 年 12 月 8 日に取得していることから、請求期間①及び②は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）とは別の記号番号の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者に係る請求期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について、A市C区、D市E区及びF市G区の担当者は、いずれも確認できる資料等は保管していないことから不明である旨回答及び陳述している。

このほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400386 号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第 2500001 号

第 1 結論

昭和 34 年 1 月 5 日から昭和 39 年 12 月 31 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 34 年 1 月 5 日から昭和 39 年 12 月 31 日まで

私が勤務した A 社に係る厚生年金保険被保険者期間について、年金記録では、脱退手当金を支給した期間と記録されている。

しかし、私は、A 社を退職した後に、脱退手当金を受給していないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第 3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、事務処理に不自然さはいかならない。

また、請求者は、請求期間後、昭和 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を再取得するまでの期間に公的年金制度に加入歴がないことから、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはいかならない上、請求者の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、請求期間と、その後の厚生年金保険被保険者期間とで別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

このほかに請求者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。